

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年6月27日付けで行った保護申請却下処分（保護費の再支給申請を却下するもの。以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

保護費の一部を紛失し、損失を補填する措置として再支給を申請したが、処分庁は請求を却下した。

4万円程度の現金は多額とはいえない。財布に入れた直後に支払わないから請求人に過失があると言いたいのだろうが請求人の過失ではないし、いつ支払うかは請求人の自由である。

現金が抜き取られたことと請求人の行動は関係ない。（現金が抜き取られたのは）不可抗力である。

もともと、毎月支給される保護費は、一国民が最低限必要とされる金額であり、紛失された場合は再支給するしかない。

請求人が落とした金銭をだまし取ったとする証拠は何もない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月17日	諮問
平成29年11月21日	審議（第15回第1部会）
平成29年12月18日	審議（第16回第1部会）
平成30年 1月19日	審議（第17回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法1条は、法の目的として、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う旨を定める。

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨規定し、同条3項は、急迫した事由がある場合には、同条1項に関わらず必要な保護を行うことができることを定める。

法5条は、法1条及び4条は、いずれも法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない旨を定める。

法8条1項は、生活保護は、「厚生労働大臣の定める基準によ

り測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と定め、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）が保護費の具体的基準を定めている。

法24条1項から8項までは、申請による保護の開始について、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、14日以内（特別な理由がある場合には30日まで延長できる。）に申請者に対して書面をもって通知しなければならないこと等を定めており、同条9項は、このうち1項から7項までの規定は、要保護者等からの保護の変更の申請について準用する旨を定める。

(2)ア 扶助費の再支給について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・4は、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるとする。

(ア) 災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合
(第10・4・(1))

(イ) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合
(第10・4・(2))

イ そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、扶助費の再支給を行うに当たり、次の点に留意すべきであるとする（第10問16の答）。

「1 盗難、強奪その他不可抗力の認定

(1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を

必ず行わせること。

(2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

2 調査及び指導等

(1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

(2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

3 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

4 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。」

ウ 上記ア及びイに掲げる各通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

2 これを本件についてみると、処分庁は、落とした財布から現金を抜き取られたとの請求人からの報告があった翌日、財布・現金の紛

失の経緯・態様や警察への遺失届について詳しく聞き取り、また、請求人の所持金を確認し、その後請求人の預貯金の状況を確認した。

そして、請求人が、①45,000円の現金やカード類の入った財布をズボンの左前ポケットに入れて持ち歩くことは、紛失した場合のリスクが大きく、社会通念上一般に要求される金銭管理の注意を尽くしたものとはいえず、不注意というべきであり、45,000円の紛失が、不可抗力による遺失であるとは認められない。また、②財布に電気代及び携帯電話代金を支払う目的で多額の現金を入れコンビニエンスストアでインスタントラーメンを購入する際に、電気代及び携帯電話代金を支払う機会があったにもかかわらず、速やかに支払を行わずに帰宅したことに照らすと、いつ支払うかは自由であり、また、4万円程度の現金は少額であるとする請求人の主張は採用できない。

したがって、45,000円の現金の入ったと請求人が主張する財布を持ち歩くこと自体の不注意に加えて、電気代及び携帯電話代金の支払を速やかに行わずに帰宅したことに金銭管理上の不注意があったというべきである。

さらに、処分庁は、③請求人に必要な生活扶助額と請求人の手持ち金（6月8日に確認した所持金及び預貯金）とを比較するとほぼ同額であったことから、請求人について保護費の再支給をする必要がないと判断した上で、本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、処分庁が上記①ないし③の事情を考慮した上で行った本件処分は、前記1に掲げる法令、局長通知及び課長通知に則って適正になされたものと認められ、違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、保護費を遺失したことは不可抗力であると主張する（第3）。

しかし、そもそも請求人が前渡保護金品（保護費）を遺失した事実があるかどうか、また、遺失したとしてもその額がいくらであるか定かではない本件の場合、仮に、請求人が遺失したとする

現金を入れた財布をズボンの左前ポケットに入れてコンビニエンスストアで買物をし、一旦自宅に戻ってから財布を紛失したことに気づき、警察に届け出たが現金（札）が抜き取られていた事実があったとしても、上記2で述べたとおり、請求人は前渡保護金品（保護費）を遺失したことについては、「社会通念上一般に要求される程度の注意をした」とは認められないから請求人の主張は採用できない。

- (2) また、請求人は、紛失した保護費は再支給するしかない旨を主張する（第3）。

しかし、前渡保護金品（保護費）を紛失した場合で再支給することができるのは、局長通知において2つの場合に限定されており（1・(2)・ア(ア)及び(イ)）、さらに、課長通知において、扶助費の再支給を行うに当たっての留意事項として「盗難、強奪その他不可抗力の認定」の項では、盗難、強奪の外に考えられる遺失について「社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。」とされている。

局長通知及び課長通知は、ともに法定受託事務の処理基準であり（1・(2)・ウ）、同処理基準は、「事務を処理するに当たり『よるべき基準』であり、地方公共団体は、それに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものである」（松本英昭著「新版逐条地方自治法＜第8次改訂版＞」1136頁）から、保護費を遺失したとしても、（失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において）再支給を認定することができるのは、「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」に限定されることは法で予定されたものといえ、この点についての請求人の主張は採用できない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹